

「所得税確定申告相談会」開催日などのお知らせ

平成30年分の確定申告相談会を開催します。下表の日程をご確認の上、最寄りの相談会場へお越しください。
 ◎印のある会場が相談会場の開催日です。土・日曜日の開催はありません。

【所得税確定申告相談会開催日】

| 月日 | 2月 | 19 | 20 | 21 | 22 | 25 | 26 | 27 | 28 | 3月 | 1日 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 会場 | (月) | (火) | (水) | (木) | (金) | (月) | (火) | (水) | (木) | (金) | (月) | (火) | (水) | (木) | (金) | (月) | (火) | (水) | (木) | (金) | |
| 本 庁 | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ |
| 八木支所 | | ◎ | | ◎ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ |
| 日吉支所 | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ |
| 美山支所 | | ◎ | | ◎ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ |

【開催時間】

午前9時～11時30分、午後1時～4時
 (最終日は、午後3時30分まで)

※混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。

【開催場所】

(園部)市役所本庁1号庁舎3階 防災会議室
 (八木)市役所八木支所1階 市民ルーム
 (日吉)市役所日吉支所2階 申告会場
 (美山)美山文化ホール2階 第1会議室

【受付対象外】(税務署で申告してください)

- ◆ 平成30年分以外の申告
- ◆ 青色申告
- ◆ 準確定申告(納税者が死亡した場合の手続き)
- ◆ 分離課税申告(土地建物や株式等の譲渡所得、配当所得、山林所得、先物取引に係る所得)
- ◆ 雑損控除、繰越損失の申告
- ◆ 住宅借入金等特別控除の1年目の申告
- ◆ 住宅特定改修特別税額控除などの申告
- ◆ 特定支出控除(給与所得)の申告
- ◆ 国外居住の親族を扶養控除とする申告

【市・府民税の申告について】

| 申告が必要な方 | 申告が不要な方(左記に該当されても下記の場合は「申告不要」です) |
|---|---|
| ▼営業、農業、不動産、利子、配当、雑(公的年金以外)などの所得のある方 ▼給与所得があり、次のア)からオ)に該当する方 ア)勤務先から市に給与支払報告書の提出がない方 イ)前年の中途で退職し、再就職していない方 ウ)給与以外の所得がある方 エ)雑損控除や医療費控除などを受けようとする方 オ)年末調整で申告できていない扶養・各種控除を受けようとする方 ▼公的年金受給者で、次のア)またはイ)に該当する方 ア)公的年金以外の所得がある方 イ)生命保険料、地震保険料、雑損、医療費などの各種控除、扶養の追加などをしようとする方 ▼非上場株式の配当所得がある方 | ▼所得税の確定申告をされた方 ▼給与所得のみで勤務先から市に給与支払報告が提出されている方 ▼年金、恩給などの公的年金所得のみの方(ただし、市府民税において各種控除を受ける場合は申告が必要です) ▼前年の所得が次の算式で求めた額以下の方 $28万円 \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 16万8千円$ ※控除対象配偶者及び扶養親族のない方は28万円 なお、前年所得がない方や非課税年金(障害・遺族年金など)のみの方でも、 <u>税務証明の発行や所得判定が必要な行政サービスを受けるために必要な場合は、所得がない旨の申告をしてください。</u> ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方 ・福祉、公営住宅、教育関係などの制度で所得の申告が必要な方 ・所得証明書、(非)課税証明書が必要な方 など |

【申告に必要なもの】

- (1) 印鑑 (2) 運転免許証などの本人確認書類 (3) 個人番号カードまたは通知カード
- (4) 前年中の収入、所得がわかるもの(源泉徴収票、支払調書、収支内訳書など)
- (5) 所得控除に必要な証明書(南丹市以外の国民健康保険・社会保険料、国民年金、生命保険料、地震保険料など)
- (6) 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など
- (7) 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書(領収書の添付不要)
- (8) 寄附金控除を受ける方は、団体が発行した領収書など
- (9) 所得税の還付を受ける方は、通帳など還付受取口座(本人名義)のわかるもの

◇問合せ先◇ ■本庁税務課 TEL(0771)68-0004 ■八木支所地域推進課 (0771)68-0020
 ■日吉支所地域推進課 (0771)68-0030 ■美山支所地域推進課 (0771)68-0040